

議案第29号説明資料

令和7年6月3日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

資料

---

改正概要 . . . . . 1

改正内容 . . . . . 1～2

新旧対照表 . . . . . 3～5

総務課

# 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

職員の仕事と育児の両立を一層容易にするため令和7年1月に地方公務員の育児休業等に関する法律（令和3年法律第110号）の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の部分休業制度の拡充が図られました。

これを受け、大磯町職員の育児休業等に関する条例について規定の改正を行います。

## 2 改正内容

### (1) 部分休業制度の拡充

現行制度の1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しない形態（第1号部分休業）に加えて、新たに1年につき勤務日の10日間相当を超えない範囲内で勤務しない形態（第2号部分休業）を設け、いずれかを職員の希望や事情により選択することを可能とします。

#### 【第2号部分休業の請求可能な時間の範囲】

- 常勤職員の場合

$$\underline{7時間45分/日 \times 10日間 = 77時間30分}$$

【対象者】 小学校就学前までの子を養育する職員

現行	改正後
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	① 第1号部分休業 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
	② 第2号部分休業 1年につき10日間相当の範囲内で勤務しないこと
	<u>(①②いずれかを選択)</u>

## (2) 施行日

令和7年10月1日から施行します。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同一日とします。

## (3) 経過措置

施行日（令和7年10月1日）から令和8年3月31日までの6か月間において、第2号部分休業を請求する職員については、請求可能な時間の範囲を通常の前半とする経過措置を定めます。

職員の区分	通常期間（1年）	経過措置期間（6か月）
常勤職員 （非常勤職員以外の職員）	77時間30分	38時間45分
非常勤職員	勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間	勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第19条 省略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する育児時間又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超え</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、<u>第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）</u>、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第19条 省略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する育児時間又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超え</p>

改正案	現行
<p>えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u></p> <p><u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u></p> <p><u>第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定</u></p>	<p>ない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改正案

現行

による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大磯町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、大磯町職員の給与に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 省略

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第24条～第26条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（部分休業をしている給与の取扱い）

第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大磯町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、大磯町職員の給与に関する条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 省略

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

第24条～第26条 省略